

目 次

| | |
|------------------------|------|
| 議会日誌 | 1 |
| 行政視察報告 | 5 |
| 議会運営委員会 | |
| 総務企画委員会 | |
| 福祉文教委員会 | |
| 総合病院建替検討特別委員会 | |
| 公共施設再編特別委員会 | |
| 議長会の動き | 36 |
| 東京都市議会議長会 | |
| 関東市議会議長会 | |
| 全国市議会議長会 | |
| 各種協議会等の動き | 40 |
| 関東地区競艇主催地議会協議会 | |
| 全国競艇主催地議会協議会 | |
| 三多摩上下水及び道路建設促進協議会 | |
| 青梅市議会新着図書目録 | 43 |
| 要綱・要領等の制定、改廃の状況 | 45 |
| 制定された要綱・要領 | 46 |
| 青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付要綱 | 以下9件 |

議 会 日 誌

<11月>

- 1日(火) 午後 2:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [小金井市役所一局長]
- 1日(火) ~ 2日(水) 総合病院建替検討特別委員会行政視察 [甲賀市・島田市]
- 2日(水) 午前10:00 長崎県大村市議会議員視察 [市役所一市庁舎建設について]
- 4日(金) 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会議案説明会 [東京自治会館一小山議員]
- 5日(土) ~ 6日(日) 青梅産業観光まつり
- 7日(月) 午後 1:30 東京都東久留米市議会議員視察 [中央図書館一図書館への指定管理者制度導入について]
午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館一山田議員、森田主任]
- 7日(月) ~ 8日(火) 議会運営委員会行政視察 [柏崎市・白山市]
- 8日(火) 午後 2:00 佐賀県唐津市議会議員視察 [市役所一新庁舎建設について]
- 9日(水) 午後 1:30 全国市議会議長会評議員会 [都市センター会館一山本議長、局長]
- 10日(木) 午前10:00 静岡県島田市議会議員行政視察 [市役所一新市庁舎建設事業について]
午後 1:00 全国競艇主催地議会協議会役員会・臨時総会 [ホテルニューオータニー一山本議長、鴻井副議長、山崎総務企画委員長、局長]
- 11日(金) 午前10:00 関東市議会議長会事務局職員研修会 [全国都市会館一木寄主任]
午後 1:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [ボートレース桐生一局長]
午後 2:00 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣一結城・野島議員]
- 14日(月) 午後 1:00 愛知県常滑市議会議員行政視察 [ボートレース多摩川一電話投票売上向上施策及び女子王座誘致に向けての取り組みについて]
- 14日(月) ~ 15日(火) 総務企画委員会行政視察 [尼崎市・岸和田市]
- 15日(火) 午前 9:30 愛知県常滑市議会議員行政視察 [市役所一公共下水道管渠維持管理業務包括委託について]

- 午前10:00 福島県伊達市議会議員行政視察〔市役所一予算決算常任委員会の運営について〕
- 17日（木） 午後 2:45 東京都市議会議長会理事会・定例総会〔東京自治会館一山本議長、局長〕
- 午後 6:30 西多摩地域広域行政圏体育大会総合開会式兼前夜祭〔あきる野市あきる野ルピア一山本議長〕
- 18日（金） 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会〔羽村市水道事務所一田中・榎澤・鴨居議員〕
- 午後 1:30 全国市議会議長会建設運輸委員会〔全国都市会館一山本議長、局長〕
- 19日（土）～20日（日） 青梅宿アートフェスティバル2016
- 21日（月） 午後 3:00 議会運営委員会
- 22日（火） 午後 1:30 東京都市監査委員会研修会〔三鷹市クリーンプラザふじみ一結城監査委員〕
- 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会〔東京区政会館一小山議員〕
- 23日（水） 午前10:00 青梅市梅の里再生植樹式・祈願祭
- 24日（木）～25日（金） 東京都十一市競輪事業組合議会行政視察〔いわき平競輪・サテライトしおさい鹿島一野島議員〕
- 25日（金） 午後 3:00 青梅市農業委員会〔市役所会議室一大勢待・下田議員〕
- 26日（土） 午前10:00 2016日本ゴールボール選手権大会開会式
- 28日（月） 午前10:00 定例記者会見〔市役所会議室一山本議長、鴻井副議長、局長〕
- 午後 1:30 西多摩衛生組合議会定例会・議員全員協議会〔西多摩衛生組合一工藤・山崎・山内議員〕
- 29日（火） 午前 9:06 総務企画委員会
- 午前 9:30 議会運営委員会
- 午前10:00 全員協議会〔<市長提出事項>… 1. 第6次青梅市総合長期計画改訂原案について〕
- 午前10:30 予算決算委員会理事会
- 午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室一結城監査委員〕
- <12月>
- 2日（金） 午前 9:30 議場ミニコンサート〔青梅市民合唱団〕
- 午前10:00 平成28年定例会12月定例議会 本会議〔議案審議、陳情審議、

一般質問]

- 4日(日) 奥多摩溪谷駅伝競走大会
- 5日(月) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 6日(火) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [一般質問、議案審議]
午後 3:15 公共施設再編特別委員会
- 7日(水) 午前 9:30 環境建設委員会
午前10:00 総務企画委員会
午前10:00 福祉文教委員会
- 12日(月) 午前10:00 予算決算委員会
午前11:40 全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 青梅市公共施設等総合管理計画(原案)について 2. 介護保険法改正に伴う新しい総合事業について 3. 臨時福祉給付金の支給について 4. 梅郷・和田町地区における梅の再植栽等について]
午後 2:10 議会運営委員会
午後 3:45 公共施設再編特別委員会
- 13日(火) 午後 1:30 総合病院建替検討特別委員会
- 16日(金) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議、議会運営委員会の中間報告について]
- 21日(水) 午前10:00 公共施設再編特別委員会行政視察 [武蔵野市]
- 26日(月) 午後 1:30 青梅市農業委員会農政部会 [市役所会議室一下田議員]
午後 3:00 青梅市農業委員会 [市役所会議室一大勢待・野島・下田議員]
- 27日(火) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一結城監査委員]
- < 1月 >
- 4日(水) 午前 9:00 事務始め式
- 6日(金) 午後 2:00 東京都市議会事務局職員一般研修会 [東京自治会館一庶務係長]
- 8日(日) 午前10:00 青梅市消防団出初式
- 9日(月) 午前10:30 青梅市成人式
- 15日(日) 午前10:00 青梅市防災講演会
- 18日(水) 午後 1:30 全国市議会事務局職員研修会 [大田区産業プラザ一長]
- 19日(木) 午前 9:30 全国市議会事務局職員研修会 [大田区産業プラザ一調査係長]

- 19日（木）～20日（金） 関東地区競艇主催地議会協議会役員会・研修視察 [ホテルニューオータニ佐賀、やまと学校、ボートレース大村―山本議長、局長]
- 20日（金） 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会正副委員長会議 [東京自治会館―山田議員、森田主任]
- 23日（月） 午後 1:40 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会正副委員長会議 [狛江市役所―阿部議員、主査]
- 26日（木） 午後 1:15 東京都市公平委員会関係団体協議会 [東京自治会館―山本議長、局長]
- 午後 1:30 定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室―結城監査委員]
- 26日（木）～27日（金） 福祉文教委員会行政視察 [金沢市・前橋市]
- 27日（金） 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会 [西東京市役所田無庁舎―木寄主任]
- 午後 2:00 東京都市監査委員会委員会研修会 [くにたち市民芸術小ホール―結城監査委員]
- 30日（月） 午前10:00 公共施設再編特別委員会
- 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治会館―迫田議員、庶務係長]
- 午後 3:00 青梅市農業委員会 [市役所会議室―大勢待・野島・下田議員]
- 午後 4:00 西多摩地区議長会賀詞交歓会 [玉川苑―山本議長、鴻井副議長、局長]
- 31日（火） 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会 [東京区政会館―小山議員]

行政視察報告

議会運営委員会

青梅市議会では、平成27年5月1日から通年議会制を導入しているが、さらに通年議会制の運用方法について調査、研究するため「通年議会制に伴う議会運営について」を、また、ペーパーレスやICT化等を推進するため「タブレット端末について」を所管事務調査事項として調査、研究を進めてきた。

調査、研究を進める上で、先進地への視察が必要であると考え、今年度からタブレット端末を導入するとともに、地方自治法第102条の2第1項による通年議会制を導入している柏崎市議会及び青梅市と同じく地方自治法第102条第2項による通年議会制を導入している白山市議会を視察することとした。

なお、本視察については議会運営の全般にかかわることであり、正副議長にも同行願った。

視察地 新潟県柏崎市、石川県白山市

視察期日 平成28年11月7日（月）～8日（火）

視察事項 通年議会制に伴う議会運営について（新潟県柏崎市、石川県白山市）
タブレット端末について（新潟県柏崎市）

参加者 （委員長）久保 富弘 （副委員長）山内公美子
（委員）藤野ひろえ、大勢待利明、鴨居 孝泰、
山崎 勝、小山 進、野島 資雄
（議長）山本 佳昭 （副議長）鴻井 伸二
（随行…増田次長）

【柏崎市】

《調査項目》

I タブレット端末について

柏崎市議会は、議会改革の一環としてICTを有効に活用し、効率的な議会運営、議会活動を行うことを目的として、平成28年度からタブレット端末及び文書共有システムを導入した。

導入の経緯は、改選前の前期から議会改革を進める中でタブレット端末の導入も検討され、柏崎市の第三セクターである株式会社カシックスによる全議員対象としたタブレット端末のデモンストレーションを数回実施した。改選後に改めて新人議員を入れて議長の諮問機関であるICT推進委員会を立ち上げ、さまざまな検討、

協議を経て導入に至った。

全議員がすぐにタブレット端末の機能を十分に使いこなすことは難しいとの判断から、現在のところ紙の資料を一部併用している。また、執行部側はタブレット端末を導入しておらず、議会側のみの導入となっている。

機種については、セキュリティの面から iPad (Air 2) のセルラー型（ネット通信可能タイプ）とし、契約は議員個人が2年リースで契約している。リース費は月額5,300円であり、政務活動費を全額充当している。リース契約終了後のタブレット端末は議員個人の所有となることから、継続使用を希望する場合は議員個人で通信契約を行うことにより使用継続できるが、通信費月額1,000円は自己負担となる。

グループウェアは、事務局職員の負担を減らすため市と同じシステムを採用したが、セキュリティの関係から市のグループウェアとは接続されていない。

タブレット端末の使用方法であるが、閲覧機能を活用して議会事務局から議員への連絡や所属会派ごとの連絡等に利用している。委員会の資料についてもマイフォルダに保存されるため、資料を持ち運ばなくて済むといった利便性が図られている。しかしながら、予算書や決算書については市のホームページからPDF形式で閲覧可能であるが、見開き等ができないなどの課題から現在は活用できていない。今後、執行部もタブレット端末を導入すれば活用できる可能性もあると考えている。

タブレット端末の紛失等の対策としては、「柏崎市議会タブレット端末等の使用に関する要綱」を定めており、使用目的や遵守事項、禁止事項等を定めている。また、端末自体は指紋認証であり、他人にIDやパスワードを漏らさなければ他人が使用することは不可能だと考えている。さらに、禁止事項等を守らない者については、議員倫理条例に基づき対応することとしている。

タブレット端末の導入に当たり、全議員が2時間ほどの講習を受けてスタートした。議員により操作の得手不得手があるが、多くの議員がスマートフォン等でメール機能を利用しており、何回か講習を行う中で簡単に使用できることを理解してもらい、会派の議員同士でもカバーし合っている。また、第三セクターの株式会社カシックスとの契約のため、何か問題があればすぐに対応してもらえる利点がある。

効果としては、導入してからの期間が短いためペーパーレス化等の効果は明らかではないが、情報の共有や迅速化に効果があった。また、連絡等や資料送付について事務局の作業軽減が図られた。さらに柏崎市議会では災害時行動マニュアルを作成しているが、議員の安否確認や情報伝達に活用できると考えている。

今後の課題と取組については、完全ペーパーレス化や議会のより見える化の推進、フェイスブック等の活用による広報・広聴機能の充実など市民に開かれた議会改革

の推進であると考えている。

II 通年議会制に伴う議会運営について

柏崎市議会では、平成23年9月に議会改革に関する特別委員会を設置し、3部会と部会をまとめる企画部会に分かれて議会基本条例等を検討し、平成25年5月から地方自治法第102条の2第1項による通年議会制を導入した。

会期は5月1日から翌年の前日までとし、6月、9月、12月、2月定例議会を集中審議の場とした。

通年議会制の導入に当たり議論となったのは専決処分事項の指定であり、原則専決できなくなることから執行部から抵抗があった。最終的には会計年度末における法令等の改正に伴う条例改正や、豪雪地域のため早急に除雪等を行う必要から災害及び突発的な事故による応急な維持補修の補正等を指定することになった。

次に一時不再議についてであるが、各定例議会の休会中に事情の変更があったものとする事となった。

通年議会制を導入した効果としては、定例会議の運用等は大きく変わらないものの、随時議会を議会側の発案で2回開催するなど本会議が開催しやすくなった。また、委員会の前に開催している委員会協議会が活発に行われるようになった。



真貝柏崎市議会副議長から説明を受ける正副議長及び議会運営委員会委員（柏崎市議会にて）

III その他の主な議会改革について

1 議員間討議について

平成24年6月から施行したが、通告制はとっておらず、委員会で1人でも議員間討議を希望すれば議員間討議が始まることになる。討議の中で疑義が生じれば、執行部に確認させている。議員が討議に慣れていないこともあり、今年度、議員全員を対象としたファシリテーター研修を実施した。

2 反問権の付与について

反問権はよく行使されているが、反問と反論は違うことをしっかりと認識して

もらっている。ただし、議員側も週刊誌類に基づく質問はしないよう議会運営委員会で取り決めている。

3 委員会のインターネット中継について

経費の面から委員会も中継する必要があるのか議論になったが、東京都小金井市が試行的にユーストリームで実施しているのを参考に、平成25年6月から導入した。ユーストリームでは2～3ヶ月で容量を超えてしまうため、ユーチューブにアップし直している。柏崎市議会では複数の委員会を同時に開催していないため、機材は固定式のカメラ2台とパソコン1台のみである。

4 議会報告会について

議会報告会は試行錯誤しながら実施しており、各常任委員会の委員が所属する4チームを編成し、全中学校区で行っている。報告会の内容は各常任委員会でまとめた項目を報告し、個人的な主観を述べないルールを決めている。今年度は各常任委員会が行った視察について、市政にどのように生かすかを報告した。

【白山市】

《調査項目》

I 通年議会制に伴う議会運営について

白山市議会では、青梅市議会と同じ地方自治法第102条第2項による通年議会制を平成25年9月に導入した。会期については、2月に市議会議員選挙があることから3月召集日から翌年の2月末日としている。また、定例会議については、導入前と同様に3月、6月、9月、12月に開催している。

導入の経緯であるが、合併前に1市2町5村で100名いた議員数を平成17年の合併時に35名とし、さらに平成21年2月の市議会議員選挙では定数を28名としたが無投票の結果となり、町会から議員定数削減を求める陳情書が提出された。このことを契機に平成21年6月、議会改革特別委員会が設置され、委員会を20回、分科会を7回開催するとともに、先進地である奈良県天理市や三重県伊賀市への視察の実施、町会連合会等との懇談会を開催して議会改革について議論した。平成23年4月には議会改革検討委員会を設置して議員定数の削減や議員報酬の増額等を協議し、議員報酬の増額を市長に申し入れる際に、議員の専門化の観点から通年議会制の導入も申し入れの文言に入れられ、議会基本条例を改正して通年議会制を導入した。

通年議会制導入のメリットとしては、招集手続きを経ずに議長の判断で本会議を開くことができ、機動的、弾力的な議会運営が可能となることから災害等の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合、速やかに本会議を開催して対応できること。白山市議会では通年議会制導入前から閉会中の継続調査を実施していたため会

議の回数が大きく増えることはなかったが、随時に委員会の所管事項調査ができるため、時期を逸せずには詳細な調査が可能となるとともに、いつでも議会が開催することができることから議員の意識に変化があった。また、審議時間を十分に確保することができることや議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなることなどである。

次にデメリットとして考えられるのは、本会議、委員会等の開催回数が多くなれば開催経費が増加する恐れがあること。また、地域での議員活動等の時間が少なくなること。定例会の節目がなくなり、メリハリや緊張感がなくなる恐れがあることである。



白山市議会の議場を視察する正副議長及び議会運営委員会委員（白山市議会にて）

II その他の主な議会改革について

1 タブレット端末の導入について

昨年、議長の諮問機関としてICT推進委員会を設置して検討を開始し、その後、特別委員会を設置して検討を重ねた結果、タブレット端末を導入すべきとの答申が提出された。現在、次年度に議会が先行導入することで検討を続けており、業者は未定であるが、端末はiPadを予定している。また、導入当初は紙の資料を併用し、最終的には可能な限りペーパーレス化する考えである。

2 議会報告会について

平成25年度から市内を4地域に分け、1班に議員7名の3班編成で実施している。報告会の内容は、議員活動の状況を報告後、質疑応答、意見交換などを約1時間半程度行っている。進行等については各班統一しており、事前に勉強もしている。報告会については各種団体からも要請があるため、各種団体に対して行った年度もある。導入当初より参加者が減っている状況にあり、また若者の参加が少ないことから、今年度は金城大学の学生を対象にワールドカフェ方式で「いいね白山市、がんばれ白山市」、「5年後の、わたし」というテーマで1テーブルに議員2名が入り、4テーブルで意見交換を行った。

3 議会だよりについて

議会だよりの編集は広報広聴委員会の委員が主体的に行っており、事務局は補佐するだけで基本的に内容に関わることはない。若者にも見ていただけるような議会だよりを目指し、議員の発想で昨年に内容をリニューアルした。

【視察を終えて】

柏崎市においては、長きにわたって柏崎市議会の議会改革を中心となって推進された真貝副議長にご説明いただき、議員の立場からさまざまな助言をいただいた。また、白山市においては、村本議長よりご挨拶いただくとともに、事務局より丁寧な説明を受けた後、議場見学もさせていただいた。

両市とも積極的に議会改革に取り組まれており、今回の視察目的である2つの所管事務調査事項以外にもさまざまな議会改革を参考にさせていただき、大変、大きな収穫を得ることができた視察であったと考えている。

ここに改めて、今回の視察にご協力いただいた柏崎市議会並びに白山市議会に感謝申し上げたい。

さて、通年議会制であるが、両市とも本会議の開催や運用が大きく変わることはなかったが、議員の意識改革や会議等が活発になるなど、青梅市議会と同様に通年議会制の導入により議会の活性化が図られていることが分かった。

また、議長の判断で本会議を開くことができることは、議会が主体的に活動するためにも有効であるとの共通認識を持つことができた。今後、さらに調査、研究を進め、議会の活性化を図るために通年議会制を有効に運用していくこととしたい。

次にタブレット端末であるが、今年度から導入した柏崎市、次年度の導入を目指している白山市と、現在、導入について調査、研究を進めている青梅市議会にとっては大変参考となる説明を受けることができた。

その中でも柏崎市がタブレット端末を導入できたことは、第三セクターの存在が大きいものと感じた。そして、両市とも議会が先行して導入せざるを得ないこと、完全ペーパーレス化できていないなどの課題も聞くことができた。約2年間にわたりタブレット端末導入について調査を進めてきたが、そろそろ導入すべきか否かを判断する時期にきているのではないかとも思う。

結びに、議会改革について総論である議会基本条例を施行して進めている両市と、個別の改革を積み上げている青梅市議会とでは手法に違いはあるものの、市民に開かれた議会、市民の信託に応える議会を目指すという目的は同じである。青梅市議会としては、この目的を達成するため、さらに議会改革に取り組むこととしたい。

(議会運営委員長 久保 富弘)

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である収益事業の経営施策の推進について調査を進めるに当たり、ナイトレースを実施しているボートレース蒲郡を視察したところである。さらに調査を進めるため、G I レースの開催があるボートレース尼崎の売り上げ向上策や地方公営企業法の一部適用等を視察することとした。

また、住民投票条例については、市政に対する市民の関心向上のため、手本となる先進自治体を視察する必要があると判断し、大阪府岸和田市を視察することとした。

視 察 地 兵庫県尼崎市（ボートレース尼崎）、大阪府岸和田市

視察期日 平成28年11月14日（月）～15日（火）

視察事項 ボートレース尼崎…収益事業の経営施策の推進について
岸和田市…住民投票条例について

参 加 者 （委員長）山崎 勝（副委員長）島崎 実
（委 員）田中 瑞穂、榎澤 誠、湖城 宣子、
久保 富弘、山本 佳昭、結城 守夫
（随行者…松岡議事係長）

【ボートレース尼崎】

1 ボートレース尼崎の歩み

ボートレース尼崎は、兵庫県の南東部、大都市である大阪市と神戸市の間に広がる、人口約170万人を擁する阪神間の主要都市を背景とした経済的立地条件に恵まれた土地に位置している。昭和27年4月30日市議会において、10万坪の市南部大湿地帯に大池を造り、掘削で出た土砂で周囲の土地を埋め立てるという一石二鳥の構想に基づきボートレース場の建設が決められた。

ボートレース場としては、全国24場のうち第5番目に尼崎市（昭和27年9月14日）が初開催を行い、その1年後に伊丹市（昭和28年6月28日）が初開催を行っている。以来、昭和30年代のボートレース場存廃問題、平成7年の阪神淡路大震災などの困難な局面を乗り越え今日に至っている。

近年は明るく親しまれるレジャー施設を目指して大規模な施設改善に取り組み、平成6年に尼崎センタープール前駅からのファン専用通路、平成12年にはメインスタンドの完成に併せて、スタンドへの自動発売機の導入に加え、三連勝式の新投票方式を採用した。



説明を受ける総務企画委員会メンバー（ボートレース尼崎）

また、平成3年に姫路、平成11年に神戸新開地、平成18年に滝野、平成19年に洲本、平成23年に鳥取、平成26年に潮来に専用場外発売場を設置し、広域発売の推進にも積極的に取り組んでいる。

2 ボートレース尼崎の概要

所有者は尼崎市であり、施行者は尼崎市（年間開催日数130日）及び伊丹市（年間開催日数56日）で、総面積は12万2,947平方メートル、競走水面の面積は6万6,769平方メートルである。駐車場は4カ所あり収容台数131台、駐輪場も4カ所あり収容台数は合計2,390台である。

施設については、メインスタンドが1期工事を平成9年に、2期工事を平成12年に完了しており、地上7階、地下1階、建築面積8,778平方メートル、延べ床面積3万2,533平方メートルである。一般観覧席は1階の競走水面北側の屋外観覧席が2,432席、3階に屋内観覧席が2,495席（うちシルバー用30席、女性専用30席）ある。指定席は5階にあり、各テーブルにオッズ等を確認できるモニターが付いていて562席（323テーブル）。指定席料金はシングルシート（94テーブル）、ペアベンチシート（12テーブル）、ダブルシート（196テーブル）及びレディースシート（11テーブル）が2,000円、グループシート（4テーブル）が4,000円、車イスブース（6テーブル）が1,000円となっている。ロイヤルルーム43席は、専用エレベーターで上がる7階にあり、来場当日の利用料金は会員は無料（年会費が個人は12万円、法人は18万円）で、同伴者は2,000円である。2階と5階には大型食堂が、1階、3階、5階に売店がある。

また、お子様連れの方もレースが楽しめるよう、スタッフが常駐する子どもルームや、滑り台などを備えた子ども広場もある。

キャッシュレスカードに現金をチャージすることで、毎回現金を投入することなく舟券が購入できるキャッシュレス発売機を34台設置している。利用するには、キ

キャッシュレス会員登録が必要となる。

投票窓口数は、有人発売窓口が14、自動発売が62、キャッシュレスが34、自動発売機が66、有人払戻窓口が10、自動払戻機が2であり、従事員については投票所関係が110人、管理関係が11人、事業・警備関係が7人、施設関係が6人で、合計134人である。また、場内には特別警備員を8人、遊撃班を8人、警備員を31人、場外には警備員を70人、合計117人配置している。監視カメラについては、メインスタンドに73台、その他に43台の合わせて116台を設置している。

3 外向発売所「サンプルピア」について

平成25年9月25日（水）、尼崎外向発売所「サンプルピア」がオープンした。ボートレース尼崎本場スタンドから競走水面をはさんで反対側に位置している。

サンプルピアの特長は、全国で展開されるグレードレースや、ナイターレースなどの舟券を、午前10時（本場開場日は午後2時）から午後9時まで、年間最大

ボートレース尼崎の外向発売所「サンプルピア」と阪神電車「尼崎センタープール前駅」



360日、1日最大4場・48レースを発売する。

阪神電車「尼崎センタープール前駅」に隣接し、駅のコナコースから舟券売場が連絡通路で結ばれており、天候に関係なく利用できるアクセスが便利な施設となっている。

高齢者や車椅子利用者にも気軽にご利用いただけるよう、施設内外の段差をなくしたほか、多目的トイレ・自動ドア・点字ブロック・車イス用の記載台を設置して、分煙化のため2階に喫煙室を設置している。

愛称の由来は、本場のイメージキャラクターであるサンプル君と、場外発売場で使われているピアを組み合わせ「サンプルピア」に決定した。

【岸和田市】

市制施行は大正11年11月1日で、全国で87番目、大阪府内で3番目。当時の人口3万673人、世帯数6,816世帯。平成28年10月1日現在、人口は19万8,142人、世帯数は8

万6,305世帯である。

住民投票条例について

1 岸和田市住民投票条例制定の経緯について

住民投票条例制定の前に、その根拠となる岸和田市自治基本条例制定に至った経緯であるが、地方分権時代の流れが加速し、これまでは、国と地方といった場合、国があってその下に地方があるという上下主従の関係にあったが、それ以後国と地方とが対等協力の関係になり、地方が、自ら考え、自ら行うという独自性、自律性をもつ地方政府としての地位を持つことになった。自治体は当然自ら責任を持たなくては行けないが、自分で決定できる範囲が拡大され、国のモデルに頼ることなく、自治体が独自の個性を発揮することが求められてきた。このような大きな時代の流れ、全国的な動きが自治基本条例制定に至った一つの要因である。

また、岸和田市の置かれている状況も、平成14年に市制施行80周年を迎えたこと、平成14年からは新たに「特例市」としてのスタートを切ったことで、府で取り扱われていた事務の一部が岸和田市の責任で行われるなど、市の果たすべき役割は確実に大きくなってきた。さらに、岸和田市の第3次総合計画では、「市民自治都市の実現」を目指して、新しいまちづくりのシステムとして取り組みを進めるべきことが明記されている。これまでも、市民とともにまちづくりに取り組んできたが、必ずしも確立されたものではなく、体系化されていなかった。

地方分権といわれるこういう時代には、岸和田市という自治体、そこに住む住民、地域が、創意工夫を凝らして、自らの考えと責任において自立的な地域運営が可能になる。このことから、岸和田市がどんな考えで、どんなまちづくりを行っていくのか、それを明らかにする条例を持つことが重要になってきたということである。

条例は、たとえ憲法や地方自治法等の法令の範囲内ではあっても、岸和田市の組織や市政の運営に関する基本原則等を明確にして、国の憲法のようにあらゆる行政の執行に対して拘束力を持つような仕組み、それを明らかにする最高規範性のある条例を定めて、これを頂点として総合的な政策や立法の体系を構成していく必要があるのではないかと考えた。

一方で、いろいろな場面で市民参加が活発化しているなど、「自分たちの地域は自分たちの手で」と、住民が自ら地域を担っていくという機運も高まりを見せている。

しかし、憲法や法律には間接民主制による地方自治を保障しているが、市長の解職請求、議会の解散請求等の一部直接請求を除いては、市民の直接参加による地方自治については特に触れていないことから、市民が市政に参画する基本的な考えや情報共有・協働のルールを、岸和田市が独自に定めて、共通の指針とするための条

例が必要となってくる。この役目を果たすのが「自治体の憲法」、「わがまちの憲法」といわれる自治基本条例である。

法律というのは全国的に適用される画一的なものであって、必ずしも地域の特色を反映していないのも事実である。自治基本条例を制定することで、岸和田市の実情に即したまちづくりへの取り組みを明確にするねらいがある。これがそもそも地方分権だといえる。

これからの自治体運営には、地方自治法などの既存の法令にない事項についても、自治体が独自に姿勢を明確にしていくことが必要になってくる。だからこそ、自治基本条例が必要であると考えている。

また、岸和田市では行政主導ではなくて、市民委員が中心になって一から条例案づくりを行っていくという方法を採用した。ただし、自治基本条例が制定されただけでは市民参画の下に市民自治都市が実現されるものではない。これをどう具体化させていくかが重要な課題となる。自治基本条例の基本理念に基づいて、これらのさまざまなことが、手続として整備され、制度として構築され、それに対応する庁内の体制が整ってこそ、その実効性が確保されるといえる。この自治基本条例に関連して整備すべきものの一つとして住民投票条例が制定されている。

2 投票成立要件を設けていない理由について

岸和田市の住民投票は、結果に法的拘束力を持たせたものではなく、「結果については尊重しなければならない」という形の諮問型住民投票である。市長や議会は、その投票率の高低、投票で出た結果を総合的に判断して、結論を出すことになる。

3 投票方法は二者択一で賛否を問う形式だが、事案により複数の選択肢から一つを選択する形式にした理由について

二者択一とした理由は、課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の意思を明確に表明してもらおうというものである。二者択一で賛否を問う形式に収まらない例外については、市長の判断によって複数の選択肢から一つを選択する形式によることができると規定している。

4 住民投票条例一般について、次のような批判の論拠があるが、どのように反論されるのか伺う

① 憲法及び地方自治法の間接民主制に反するのではないか

現行の地方自治制度では、もちろん間接民主主義が基本であり、直接民主主義である住民投票は、これを補完するものとして位置付けるものだと考える。また、住民投票といっても、全てのことを住民投票で決めるわけではない。岸和田市が直面する重要課題、岸和田市の根幹に関わるような課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って住民投票をすることは、間接民主主義の否定にはつながらない

と考える。むしろ、間接民主主義では、十分といえない部分を補う意味を持つものである。

② 地域エゴに陥ることはないのか

岸和田市の住民投票は、地域を限定して実施することは想定していないので、市内全域の市民の声が聞けるものと考えている。

③ 一般住民に専門的事項についての判断能力があるのか

岸和田市の住民投票は、岸和田市自治基本条例に規定されている。自治基本条例の基本的な理念は、「市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指す」ことである。市民自らが考え、行動することで判断能力を有し、「市民自治都市」の実現を果たすことができるという考え方から、原則、市民の判断能力を否定することはない。ただし、住民投票条例第2条ただし書き第4号に規定する「住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項」に該当すると判断される場合は、この限りではない。

また、市民が正確な判断を行うためには、情報が適正に提供されていることが前提となる。自治基本条例にも規定されている「情報の共有」（第21条）の徹底が合わせて必要となる。

5 岸和田市住民投票条例第2条ただし書きにおいて、第1号から第4号に掲げる事項を除くと規定した点について

住民投票を行うことができる事項を限定列挙できればわかりやすいが、列挙した事項以外については、実施できない規定となるので、原則を「市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」とし、例外的に実施できない事項を列挙している。

第1号の「市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない」は、例えば、「日本国憲法の改正」や「日米安全保障条約に関すること」は、国の権限で行うものであって、市の権限に属するものではないので除外としている。ただし、例えば「市域内に米軍基地を建設する」といった問題は、本来は防衛上の問題となるので、建設の可否を住民投票で問うことはできない。しかし、この基地問題は、岸和田市と住民全体に直接影響を与えるものであるため、「市域内の米軍基地建設」に対しての岸和田市の意思を国に対して表明するための住民投票は可能であると考えられる。

第2号の「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」は、地方自治

法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）、市町村の合併の特例に関する法律第4条の合併協議会の設置などがあり、それぞれの根拠となる法令に基づいて住民投票を行うものである。岸和田市住民投票条例に基づいて行うものではないので、除外している。

第3号の「市の組織、人事及び財務に関する事項」は、住民投票の対象は可否を問う形で明確に意思表示をできるものであることが望ましく、事業を遂行するための要素であり、複雑な選択肢を持つ市の組織・人事・財務のような課題は議会等でこそ熟慮されるべき事項とし、除外している。

第4号の「住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項」は、その他、執行権を有する市長が明らかに適当でないとする事項を除外する規定である。

6 岸和田市住民投票条例第2条第1号ただし書きの法的意義について

また、岸和田市自治基本条例第20条第3項の「尊重義務」との関係性について

第2条第1項ただし書きは、岸和田市の意思を他者に対して表明する事項に関する住民投票の実施を可能とする規定である。自治基本条例第20条第3項の規定に基づき、市は投票結果を尊重し、表明の判断を行う。

7 岸和田市住民投票条例第3条の投票資格者に定住外国人を加えたことと、地方自治法第11条との整合性について

住民投票は、「岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題」、つまり、岸和田市と岸和田市の住民全体に直接かかわってくる問題について、当然、現在岸和田市に住んでいて、しかも、将来的にも岸和田市の住民であり続けるであろう人たちにその意思を問いかけるものである。

また、「市民自治都市」の実現を目指すと規定されており、現在において、そして将来的にも岸和田市にかかわりのある外国人も当然まちづくりに加わる必要があると考えた。そのまちづくりをまさに制度的に保障する住民投票に、岸和田市にかかわりのある外国人は投票すべきと考えたためのものである。

なお、本規定は、地方参政権ではなく、本市のまちづくりの行く末について意見を述べる機会を提供する住民投票である。したがって、投票資格を「国民たる」住民と定めた地方自治法に規定をもつ制度ではない。また、地方自治法においては、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とする」（第10条）と規定されており、市が条例によって定住外国人の投票資格を認めることに支障はないと考えている。

8 岸和田市住民投票条例第4条第1項の住民投票請求者の「4分の1」要件の根拠について

地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、「その総数の3分の1以上」の者の連署で、選挙管理委員会にそれぞれを請求することができ、拘束力があるので、市民からの直接請求の要件で、これが最も高いハードルと言える。

一方、市町村の合併の特例に関する法律第4条では、「その総数の50分の1以上」の者の連署で合併協議会の設置を請求することができるが、その請求を議会で否決され、しかも長が選挙管理委員会に住民投票を請求しなかった場合、今度は「その6分の1以上」の者の連署で住民投票を請求した場合、必ず実施しなければならないことになる。

住民投票を行い、過半数の賛成があれば、協議会が設置される。しかし、これは、合併についての協議を始める前段階としての協議会の設置に関する住民投票である。こちらは法律上、最も低いハードルとなっている。



しかし、これらは、決定型の住民投票であり、岸和田市の住民投票は、投票の結果、過半数の賛成があったとしても「結果を尊重しなければならない」というものであって、いわゆる諮問型の住民投票であり、法的拘束力はない。

説明を受ける総務企画委員会メンバー
(岸和田市)

決定型、諮問型の違いはあるが、軽重を判断すると解散や職を失うこ

とになる「3分の1」の要件よりはハードルを低く、協議を始める協議会の設置にとどまる「6分の1」の要件よりは、ハードルを高くするべきと考え、両者の中間「その総数の4分の1以上」が妥当と判断したところである。

9 岸和田市住民投票条例第4条に市長の発議権を認めていない理由について

現行の地方自治制度では、もちろん間接民主主義が基本であり、直接民主主義である住民投票は、これを補完するものとして位置づけるものだと考える。市長は、議案の提出など、間接民主主義に直接関与できる権限を有しているため、補完すると位置づける住民投票への発議権を必要としないと判断している。

10 住民投票条例の市民への周知について

岸和田市の住民投票条例は、岸和田市自治基本条例に根拠を有するものである。

本体となる自治基本条例の周知に関しては、さまざまな手法を用いて市民に周知しているところであり、それに合わせ、住民投票制度についても周知している。最近では市内高校生に住民投票条例に関するマンガを作成してもらい、市民に身近に感じてもらうとともに、作成にあたった学生にも身近に触れてもらう狙いで取り組みを進めてきたところである。

【視察を終えて】

ボートレース尼崎は、平成8年に1期工事、平成12年に2期工事が完成し、2万人収容できる施設として整備したが、現在は本場入場者が減少していて、今後はコンパクト化を進め経費削減に努力するということであった。ボートレース多摩川における施設改修、効率化の参考になると思った。

いろいろな方が気軽に声をかけてくれ、大変フレンドリーであった。アクアコンシエルジュも何かわからないことがありますかと声をかけてくださり、お客様サービスの上で大切なことだと思った。

また、外向発売所「サンプルピア」は、駅に直結して360日発売しており、本場が開催の日は午後2時から、本場での場間場外で買うことのできないレースを発売し、お客様になるべく本場に来ていただく工夫がされていた。当初の狙いは、別のファン層の取り込みを考えていたようであるが、実際は同じようなファン層となってしまったようである。

岸和田市の住民投票条例は、自治基本条例で規定をしている常設型で、地方自治制度での間接民主主義を補完するものとしての位置づけであり、市が直面する、また将来に決定的な影響を及ぼすような重要課題に限って住民投票をするとのことである。しっかりと問題点を整理して市民に示して、相当程度の期間を設けて理解または熟議できるようにしてきている。例えば、10年、20年先の市の動向を左右するような施設等について、少数の反対運動によりストップしてしまうようなことがあることを考えると、青梅市も公共施設再編の問題等において市民全体の意思表示を明らかにするよう一つのツールとして住民投票が重要なものであると考え、勉強させていただいた。

地方自治は、透明性、独自性、自立性等を求められている時代なので、何かあったときに、すぐに使わないとしても、青梅市にはこういう住民投票という制度があると示せるように検討、研究しておくことも必要かと思う。

(総務企画委員長 山崎 勝)

福祉文教委員会

福祉文教委員会では、青梅市立美術館の現状を把握し、美術館を活用した地域活性化を図ることを目的として「青梅市立美術館の運営と活動のあり方について」を所管事務調査事項として調査を進めてきたが、先進自治体における具体的な取り組みを調査する必要があると判断し、金沢市および前橋市を視察した。

視察地 石川県金沢市、群馬県前橋市

視察期日 平成29年1月26日（木）～27日（金）

視察事項 金沢市…金沢21世紀美術館について
前橋市…アーツ前橋について

参加者 （委員長）山内公美子 （副委員長）鴨居 孝泰
（委員）迫田 晃樹、藤野ひろえ、大勢待利明、
天沼 明、鴻井 伸二
（随 行…遠藤庶務係長）

◎金沢21世紀美術館について

1 施設概要

所在地 金沢市広坂1丁目2番1号

構造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地上2階、地下1階

敷地面積 26,964.5㎡

延床面積 17,069.0㎡

展示室面積 4,072.0㎡

その他施設 レクチャーホール、アトライブラリー、カフェレストラン等

オープン 平成16年10月9日

全体事業費 約200億円（建築費約113億円、用地費約78億円、その他）

2 設置の経緯について

当時、金沢城公園や兼六園に隣接し、中心商業地に近い金沢大学附属小中学校が郊外へ移転することとなり、その跡地どうするかということが検討の始まりであった。

また、石川県庁も郊外に移転する計画が決まっており、金沢市全体の地域のまちづくりをどうするかという中で、現代美術館を作ろうということとなった。

当時は歴史・文化・伝統のある金沢市に現代美術館はそぐわないのではないかとの意見も多かったが、伝統とは過去の形式を踏襲するものではなく、「革新の営み」

により新たな価値を創造するものであると、当時の市長の揺るぎない決断があり、平成8年に準備事務局発足、市民や地元商店街等からさまざまな意見を聞きながら「新しい文化の創造」と「新たなまちの賑わいの創出」を目的に8年の歳月をかけて平成16年10月に金沢21世紀美術館が開館された。



外壁がガラス張りの開放的な会議室で説明を聞く委員



マイケル・リン制作の市民ギャラリー前の休憩コーナー 花模様が壁一面を埋め尽くしている

3 美術館の特徴について

- (1) 入館料のいらぬフリーゾーンを設置している。
- (2) 三方が道路に囲まれており、美術館敷地内にどこからでも人々が訪れることができ、建物とまちが一体となるよう、正面や裏側といった区別のない円形が採用されている。
- (3) 展示室やカフェレストラン、アートライブラリーなどは、ほぼ水平方向に配置され、回廊部分を一周すると様々な特徴のある施設を巡ることができる。
- (4) 外壁や建物内の壁面の多くにガラスが採用されており、明るく透明でかつ開放的であり、内部と外部での互いの様子や気配を感じることができ、出会いの感覚も演出されている。

4 課題について

- (1) 平成27年度の来館者数は約230万人となり、開館以来最高となったが、美術館の規模からして限界であるとのこと。美術館自体が作品であり改築や増設が簡単にはできない。(特にトイレの数が足りない。)
- (2) 市派遣職員および指定管理者(公益財団法人 金沢芸術創造財団)との38名体制で運営しているが、夜10時まで開館し、年末年始以外は営業しているため、職員体制に苦慮しているとのこと。
- (3) 一番怖いのは市民に離れられることであり、市民向けの事業にもっと手を入れ

たいが人手不足である。

5 主な質疑応答について

Q 年間の美術館予算の内訳について伺う。

A 平成28年度歳出予算約8億4千万円の内、人件費が2.4億円、施設管理費が3.6億円、事業費が2.4億円である。収入については観覧料等収入が3.6億円、市負担が4.3億円となっている。

Q 学校教育にどのように利用されているか伺う。

A 教育普及事業として、市内の小学4年生を対象に引率者含めて約4,000人を招待している。開館当初は全小学生を対象としていたが、現在は4年生のみである。

Q 来館者の市内と市外の内訳および無料ゾーンの来館者のカウント方法について伺う。

A 平成25年度のデータになるが、県外からの来館者は約70%程度であり、年間の来館者数の約30%が有料ゾーンの来館者である。また、有料ゾーンの来館者のうち約5%が外国人である。

無料ゾーンのカウント方法については、入口にセンサーが付いておりカウントしている。

Q キュレーターの選定方法等について伺う。

A 準備事務局の段階からキュレーターを採用している、市職員のキュレーターは試験により採用している。

Q 来館者数確保の取り組み内容について伺う。

A 年間3,000円で何回も利用できる友の会の会員が約2,000人、1口5万円のサステイン会員（法人のサポーター）が130社あるが、施設の規模からこれ以上の来館者が増えるとゆっくり見ていただけないことが課題である。

Q 建物外の敷地部分は夜間自由に入れてしまうのか。また、いたずら等はないのか伺う。

A 24時間入ることは可能である。建物自体にいたずらされた事はないが、今年初めて作品を壊された事例があった。保険には加入している。

Q 他の美術館へ作品の貸し出しは行っているか伺う。

A コレクションの貸し出しは行っている。（画像などが多い）

Q 美術館を活用した地域活性化の取り組みについて伺う。

A 金沢21世紀美術館サポートショップに観覧券の半券か友の会会員証を提示すると、お得なサービスが受けられる事業（アートdeまちあるき事業）を周辺商店街と連携し実施している。

◎アーツ前橋について

1 施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 前橋市千代田町5丁目1番16号 |
| 構造 | 既設鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階のうち、地下1階から地上2階までの部分 |
| 敷地面積 | 2,629.69㎡ |
| 延床面積 | 5,517.38㎡ |
| 展示室面積 | 1,444.00㎡ |
| その他施設 | アーカイヴ、カフェ、ショップ、収蔵庫等 |
| オープン | 平成25年10月26日 |
| 建設費用 | 約15億円（市実質負担約2.5億円） |

2 設置の経緯について

アーツ前橋は、市街地中心部にあった元西武デパートの別館をコンバージョン(既存建物の用途変更)して誕生した美術館であり、まちのにぎわいの創出につなげることを目的としている。

平成19年に美術館構想について庁内検討が開始され、市民によるワークショップ、パブリックコメントを実施し、平成22年に基本構想および基本計画が策定されプレイベントが開始される。その後、プロポーザルコンペティションにより設計業者が選定され、平成23年11月に工事着手、平成25年7月のプレオープンを経て同年10月にグランドオープンし、前橋市の芸術文化の発信拠点となっている。

3 美術館の特徴について

- (1) アーツ前橋が誰にとっても必要な場所になってもらえるよう①創造的であること②みんなで共有すること③対話的であることの3つをコンセプトとして活動している。
- (2) 来館者が展示作品の魅力を楽しむだけでなく、美術館活動への参画を誘うきっかけとなる場所づくりを目指している。
- (3) 市民に身近に感じていただき、入りやすいように1階部分は無料としている。
- (4) 施設全体を周遊する散歩道のような美術館となっている。
- (5) 既存建物の原形を活かし、コンバージョンの魅力を最大限に引き出すよう工夫している。

4 主な質疑応答について

Q 美術館の維持管理体制および指定管理者の導入の検討について伺う。

A 現在は市直営（職員15名体制）で運営している。指定管理者については開館前に議論はあったが、現在のところ導入は考えていない。

Q 年間の美術館予算の内訳について伺う。

A 平成27年度決算の事業費の合計は約2億1,400万円で内訳は、文化支援事業5,400千円、美術品収蔵、管理、展示事業12,851千円、展覧会事業76,164千円、管理運営事業110,826千円、館外事業5,607千円、教育普及関連事業3,079千円となっている。

Q キュレーターの選定方法等について伺う。

A 平成27年度を例にするとキュレーターについては、非常勤職員として公募し採用している。

Q 近年の来館者数確保の取り組み内容について伺う。

A 年間来館者数の目標を10万人としており、平成26年度が約6万7千人、平成27年度7万7千人の来館者があり、目標に向かって着々と進んでいる。新しいタイプの美術館なので専門的なネットワークの確立、地域の参加企画や人材の育成、情報発信能力を高めることが重要であると考えている。

Q 来館者の市内と市外の内訳について伺う。

A 展覧会における来館者アンケートから、約55%が市外からの来館者との結果であった。

Q 美術館を活用した地域活性化の取組について伺う。

A まちの中を舞台として「前橋まちなか文化実行委員会」によるイベントを今年度は3日間行った。その他、地域アートプロジェクトや前橋市出身の招聘アーティストによる、音をテーマとしたサウンドアートなどの取組を通して、地域活性化の一助となっているものと考えている。

Q 学校教育にどのように利用されているか伺う。

A 平成28年度のスクールプログラムでは、学校団体の見学（高校生以下は無料）の受け入れ、先生のための無料招待ウィークの実施、市内小学校（10校程度先着順）を対象とした美術鑑賞（研修を受けた市民ボランティアが鑑賞をサポート）などを実施している。

Q 平成19年に美術館構想の検討会が立ち上がったが、きっかけについて伺う。

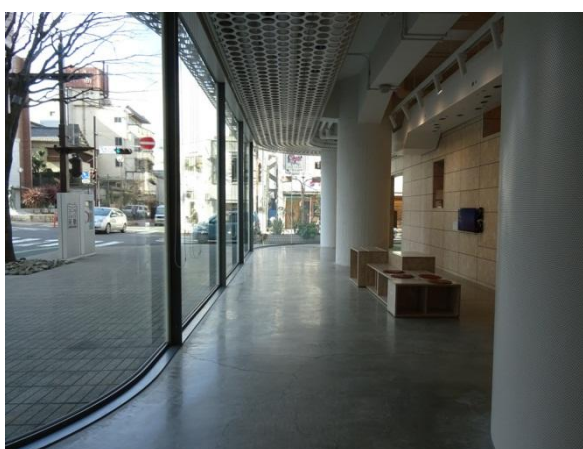
A 前橋市は県庁所在地なのに公立美術館がなかったことと、収蔵品を収蔵する収蔵庫がなかったことが始まりと聞いている。

Q 美術品の年間の購入予算及び購入の方針について伺う。

A 毎年度1千万円である。購入の方針は、前橋市における美術館基本計画にもとづき①地域ゆかりの作家の作品を中心にした収集②美術館の諸活動に関連した作品の収集③アートの創造力によって地域に貢献できる作品の収集となっている。



アーツ前橋について説明を聞く委員



開放的なエントランス ミニコンサート
等も開かれる

【視察を終えて】

まず、金沢21世紀美術館については、兼六園や金沢城公園、金沢市役所に隣接しており、また、香林坊、片町という中心市街地から徒歩圏に立地されているところが大きな強みである。美術館自体が作品で見せるアートであり、開放的な空間と人を引き付ける常設の作品、魅力ある企画展等が開催されており、一つのテーマパークのような要素を兼ね備えた美術館であると感じた。

また、地元商店街との連携について、工夫や気配りなど見習う点が多かった。

美術館としてはうらやましい限りの来館者数と来館料収入であるが、この21世紀美術館でさえ黒字にはなっていない。市費から約4億円持ち出しているが、地元に与える経済効果など、市民に何を返すのかが大事であると感じた。

アーツ前橋は、中心市街地の既存建物を用途変更することにより誕生した美術館であり、既存施設のエスカレーター部分や配管等の形状を活かした設計や市民が積極的に利用できる空間作りなど随所に工夫がされていた。

また、市民の交流の拠点として、地域住民やサポーターと一緒にになって事業に取り組んでおり、市民との距離が非常に近い美術館であると感じ、参考とすべき点があった。

福祉文教委員会としては今回の視察を参考とし、引き続き青梅市立美術館を活用した地域活性化について調査を進めていくこととしたい。

(福祉文教委員長 山内 公美子)

総合病院建替検討特別委員会

総合病院建替検討特別委員会では、青梅市立総合病院の建て替えに関する事項の課題を明らかにするため、総合病院事務局から説明を聴取し審査を重ねてきた。また、平成28年1月18日には現地建て替えを実施した京都市立病院を視察し、2月22日には青梅市立総合病院の現地調査を行い、建て替えに係る議論を深めてきたが、大きな課題の一つとして建設費の削減に着目し、さらに調査する必要があると判断したことから、滋賀県甲賀市の公立甲賀病院及び静岡県島田市を視察することとした。

視察地 公立甲賀病院、静岡県島田市

視察期日 平成28年11月1日（火）～2日（水）

視察事項 公立病院の建て替えについて

参加者 （委員長）下田 盛俊 （副委員長）工藤 浩司
（委員）阿部 悦博、みねざき拓実、島崎 実、
久保 富弘、結城 守夫、野島 資雄
（随 行…内田主査）

◎公立甲賀病院

1 病院整備事業の説明

公立甲賀病院は、医療圏内の救急医療の約半分を受け持つ413床の公立病院である。建て替えの候補地はいくつかあったが、現地での建て替えとした場合、医業収益が下がり、赤字経営になることが考えられたこと、工事期間中、現地建て替えの場合には、患者の方に音やほこり等で迷惑がかかるなどの判断から、甲賀市有地であった現在地（滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地）に移転建て替えを決定した。その当時、病院経営は医療報酬が下がったことなどにより大変厳しい状況となっていたため、病院に携わる全員に経営意識を持ってもらわなくてはならないことを痛感し、東京都千代田区にある特定非営利活動法人医療施設近代化センターの指導の下、コストコントロール、クオリティコントロールを行った。基本設計は株式会社佐藤総合計画に委託し完成していたが、基本設計の業務変更を京都市内にある内藤建築事務所に委託して実施した。当初の基本設計では486床、1平方メートル当たり38万5,000円であったが、病床数を減らし、部屋の面積も少し減らしたことで、本館は免震構造としたが、保育所、カルテ庫、職員の更衣室等の付属施設は耐震構造にしたことなどにより、質を保ちながら低価格化を図り1平方メートル当たり26万2,000円となった。実際の建設工事に当たっては、一括発注し、大成建設株式会社が施工した。

この建て替えでは、補助金が約12億円、起債が約100億円、自己資金が約26億円であった。また、滋賀県では、日本赤十字社や済生会には建てかえのための補助金があるにもかかわらず、同じ滋賀県民が利用する公立病院への補助金がないことを訴えたところ、耐震構造についてなどいくつかの条件はついたが、平成22年までに着工すれば地域医療再生交付金を出すとのこととなったので、これを利用した。

(1) 前基本設計内容（断念した計画）

約145億円／468床 1㎡当たりの単価 約38万5,000円

(2) 新基本計画内容

約90億円／413床 1㎡当たりの単価 約26万2,000円

(3) 契約金額

約86億円／413床 1㎡当たりの単価 約25万1,000円



公立甲賀病院視察の質疑・応答の様子



病院施設を見学する様子

2 主な質疑・応答

Q 1平方メートル当たりの単価を約25万1,000円で契約し建設できたとのことであるが、十分な建物であると考えているか。

A シンプルな作りとなっているが十分であると考えている。なお、民間の病院では坪60万円以上の建設単価の場合、借入金の返済等でその後の経営が厳しくなるため建設できないとのことなので、坪数に直せば75万円である当院の単価は、十分であると考えている。

Q 建て替え後の施設内アメニティについて、患者の方や来院される方だけではなく職員も含めて工夫を加えたところを伺う。

A 建て替え前に比べて全体的に広がったが、付属の看護学校があることから研修室を設け、緩和ケア病棟では付添いの方が泊まる部屋、夜間、職員が仮眠をとる部屋などもつくった。

Q 青梅市では、1平方メートル当たりの単価が、現在の補助額である36万円を上回る予定であるが、民間病院と比べてどこかに問題があると考えてよいか。

A 民間病院では過剰な投資はしていない。薬を買うことひとつでも個人や民間病院は安く買う。公立病院はそれより高くても買うし、国立病院になればさらに高くても買う。工夫によってはもっと安く建てられる余地はあると考える。

Q 回復期病棟のほうが急性期病棟よりも1床当たりの単価が安くなるという話を聞いたが、青梅市では高度急性期を中心としていく方針であることから、国の補助額36万円より上がってしまうのは、ある程度仕方のないことと考えてよいか。

A 設備整備の単価は、回復期より急性期、高度急性期のほうが高くなる。収入も回復期よりも急性期、高度急性期のほうが高くなる。地域医療構想で病院の役割が明確になっており、回復期や療養期の病院が同じ医療圏にあるのであれば、それとは異なる高度急性期に特化していけばよいと考える。

Q 一般的には、借入金と年間の事業収益はイコールぐらいが無理のない調達資金の額といわれている。青梅市では年間の事業収益160億円に対して借入金260億円の計画となっている。これは相当無理な設定であると考えられるか。

A まず、地域医療構想でどのような病院となるのかが重要であり、高度急性期に特化して今よりも単価を上げていくというならば、収益自体も上がるのであるからよいのではないかと考える。自治体病院で1平方メートル当たりの単価が45万円ぐらいというのは平均的な価格ではあるが、そこまで建物の単価を高くしなくても十分ではあると考える。



公立甲賀病院の視察を終えた総合病院建替検討特別委員会委員

◎島田市

1 病院整備事業の説明

島田市民病院を建て替える理由は、災害拠点病院としての耐震性の不足、建物の老朽化、狭隘化、動線の複雑化、医療技術の高度化への対応等が挙げられる。

新病院基本構想の策定は、平成19年度から20年度にさかのぼり、平成28年度には現地での建て替え工事を終えて開院する予定であったが、医療政策の動向、近隣公立病院の診療機能縮小による影響等を見極める必要性から、新病院の現地建て替えを中断した。

平成23年度から24年度にかけては、超高齢社会の到来を踏まえ、地域医療の増進と総合的なまちづくりの観点から、新病院の立地について改めて検討することとし、まちなか集積医療基本構想策定事業により中心市街地への立地による効果と諸課題について整理することとした。この結果、新病院は中心市街地への移転を基本とすることになり、市役所周辺地区と旧ジャスコ周辺地区の2カ所に絞り込まれ、最終的に旧ジャスコ周辺地区への新築移転を前市長が決定したが、現市長が市長選挙で勝利し、まちなか集積医療基本構想策定事業を白紙化、新たに新病院建設に向けた基本構想を策定することとなった。その後、新たな基本構想の策定を受け、休止していた新病院建設計画を再開し、平成26年11月から27年10月にかけて基本計画（事業費：約247億円、機能：一般急性期、救急機能強化、災害拠点病院、地域医療連携、規模：445床）を策定、平成28年3月に基本設計業務委託契約を締結し、5月からは建築費の削減のため、CM（コンストラクション・マネジメント）を導入し、コストコントロール等を主導させている。

整備事業終了後は引き続き、急性期病院としての機能を維持したうえで、他の医療機関との連携により、地域医療の中核的役割を担うことを基本方針とし、小児救急を含む救急医療、感染症や結核など公立病院として政策医療を担っていく考えである。

なお、新病院の経営の見通しはシミュレーションしており、平成38年度までは医療機器の減価償却費や企業債支払利息の増加により赤字となるが、平成39年度以降は黒字に転じる見込みとなっている。

2 主な質疑・応答

Q 1平方メートル当たりの建設単価約47万円は、建て替える場所が軟弱地盤であるための整備経費等を含めての金額であるのか。

A 土地改良に係る経費は別途7億4,500万円を見込んでおり、建設単価には含まれていない。

Q 病院建て替え場所の検討に、市民の意見などはどのように反映されたのか。

A 前市長のときには、中心市街地活性化と関連して、撤退したジャスコの跡地に新病院を移転するという考えがあった。そのような中で市長選挙があり、現市長は計画を一度白紙に戻すことを訴えた。意見が割れて前市長と現市長が争ったことから、病院の建て替えに対して市民が興味を持ち、現市長が当選したことでさらに興味を持った。この選挙結果によって、病院の建て替え場所については、市民の意見が反映されたものと考えている。

Q 整備手法（発注方式）では従来方式、DB方式、ECI方式とあるが、建設費を圧縮できる方式はどれか。

A 病院をどのように建設していくかで変わってくるが、従来方式であっても今は金額だけで競争する時代ではなくなっている。一般的に金額を決めてその中でできることを行っていくのであればDB方式、工期を短縮し、建設に係るノウハウが早く欲しい場合にはECI方式がよいと考える。

Q 島田市で依頼するCM（コンストラクション・マネジメント）はどのような会社であるのか。また、基本設計から入れる理由を伺う。

A 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社という業者であるが、設計のノウハウと建築現場の施工経験がある者が集まっている業者である。市の担当者では、経費削減のために建設に係る資材等がどのくらいのグレードでよいかなどの判断はなかなかできないが、このような業者であればグレードの問題を解決することができると思う。通常は実施設計の段階で入れば十分であると思うが、建設費の概ね8割は、基本設計で決まってくるものと捉えていることからあえて基本設計から入れた。



島田市役所にて視察を行う特別委員会委員

【視察を終えて】

今回の視察先では、建設費の削減のためさまざまな取り組みが行われていた。公立甲賀病院においては、建て替えが決まった当時の病院経営は、医療報酬が下がったことなどによって大変厳しい状況となっていたため、病院に携わる全員に経営意識を持ってもらわなくてはならないことを痛感し、東京都内にある特定非営利活動法人医療施設近代化センターを訪問し、その指導を受けながらコストコントロール、クオリティコントロールを行い、さらには一度完了した基本設計を別の業者に委託し直して、1平方メートル当たりの建設単価を約38万5,000円から約26万2,000円にまで抑え、低価格の建て替えを実現した。

島田市においては、建設費の概ね8割は基本設計で決まってくるものと捉えて、あえて基本設計からCM（コンストラクション・マネジメント）を導入し、建設費の削減に取り組んでいくという考えを学ぶことができた。青梅市立総合病院は、これから基本計画を、その後に基本設計を各々策定していくことになるが、今回の視察によって明らかとなったこれらの取り組みが、今後の当委員会における議論の重要な論点の一つとして、非常に参考となっていくものと考えている。

（総合病院建替検討特別委員長 下田 盛俊）



公共施設再編特別委員会

公共施設再編特別委員会では、今後の公共施設の再編についてさらに理解を深めるため、先進自治体における具体的な取組を調査する必要があると判断し、東京都武蔵野市を視察することとした。

視 察 地 東京都武蔵野市

視察期日 平成28年12月21日（水）

視察事項 公共施設再編について

参 加 者 （委員長）小山 進 （副委員長）結城 守夫

（委 員）山田 敏夫、藤野ひろえ、榎澤 誠、

鴨居 孝泰、山崎 勝、

（随 行…増田次長、木寄議事係主任、田中議事係主任）

◎武蔵野市における公共施設マネジメントについて

1 武蔵野市の保有建物状況について

公共施設数は約 190 棟（約 32.9 万㎡）で、学校が床面積の概ね半数を占めている。うち、築後 30 年を超えている建物は約 100 棟（約 20.4 万㎡）で、老朽化対策や施設更新を要する施設が平成 40 年頃から急増する。

2 公共施設再編に対する取り組みについて

(1) 経緯

武蔵野市では、平成10年頃から技術部署からの発議でファシリティマネジメントに取り組み始め、第三期長期計画内に「計画的施設整備の推進」を位置づけ、同時に専任職員を配置し、工事履歴を含む施設台帳作成に着手した。平成16年にはF C I 指標を活用した長期修繕計画による計画的整備の必要性について市内共有を図ったのち、議会に対しても説明し、建物の根幹機能に関わる部位・機器の保全については、技術部署である施設課から提案することになり、質に視点を置いた「既存施設の計画的保全整備」が平成17年度から独自事業化された。

その後、公共施設白書を作成・公表した平成23年頃から量の視点を加えた、いわゆる公共施設マネジメントを始めたが、平成26年6月には全庁的な体制を組むために、市長を本部長とし、関係部課長で構成する公共施設等総合管理計画策定本部を設置し、実務的には総合政策部企画調整課が中心となり、財務部財政課、施設課、都市整備部まちづくり推進課を幹事として、市内連携を図りながら取り組んできた。

平成28年2月に総合管理計画案（初版）を公表し、市民説明会やパブリックコメントを実施した。時を同じくして、教育委員会から義務教育学校化（小中一貫化）の報告があり、市民、議会から、総合管理計画の財政的観点からの小中一貫化ではないか等の意見が集中した。その後、3月の予算委員会で「もっと市民意見を聴くように」との付帯決議が付けられ、4月に計画案（修正版）を公表し、市議会特別委員会での審議や、市内全域での意見交換会を経て、計画案（11月版）を公表、パブリックコメント等も反映して計画としてまとめて、12月16日の特別委員会で確認され、平成29年2月に公表していく予定である。

今後は、各所管を中心に類型別施設整備計画を検討していくが、本計画を進めていくには類型や分野を超えた統括的な調整や執行管理が必要となるため、現在と同様に推進本部のような体制を作って取り組んでいく。場合によっては専任組織の必要性も検討する。

(2) 公共施設再編に関する考え方

財政的な持続可能性がベースにはあるものの、必要なサービスは維持向上させていくこと、将来の社会状況に見合った施設整備やまちづくりに向けた計画であることが肝要である。

また、総合管理計画における長期財政予測は、投資的経費に留まらず、義務的経費や物件費も含めた全ての歳入歳出や基金、市債等も含めた予測としている。

総合管理計画は、あくまでも公共施設等全体に係る総論としての方向性を示したものであり、これを基に今後、類型別の施設整備計画を策定していく。検討に際しては、まずサービスのあり方を検討し、それを実現するための施設のあり方というステップを踏んで検討していく必要がある。

具体的には、全体の考え方としての基本方針、類型別の検討内容としての類型別方針、いくつかの選択肢を示した長期的な健全財政維持に向けた目標及びここ5年間の取り組みとしての行動計画で構成している。

また、本計画は長期計画の改定に合せ、その時々的人口、財政の予測及び社会状況等を見据えて改定していく。

(3) 市民への周知方法等について

平成25年には公共施設再編のシンポジウムを開催した。シンポジウムは、根本祐二東洋大学教授の基調講演「公共施設再編はなぜ必要か」、担当参事から「武蔵野市の公共施設再編への取り組み」の説明の後、福嶋浩彦中央学院大学教授、倉斗綾子千葉工業大学助教授及び副市長によるパネルディスカッションを行った。

周辺自治体の方も含め100名程度の参加があった。また、シンポジウムに先立ち、東洋大学にコンサル委託し、無作為抽出した市民3,000名へアンケートを実施し、最終的には東洋大学としての研究報告書も作成していただいた。

平成28年の6月から9月にかけて、コミュニティセンターの協力を得て行った市民意見交換会には延べ371名の参加をいただいたが、若年層の参加は少なく、今後の類型別の協議と並行して、可能であればその前に本計画に関して更に幅広く市民へ周知、理解を得ることが必要と考える。また、平成28年8月には何度か市主催の説明会を実施したが、初回は参加者がいないなど、なかなか市民の関心を得ることは出来ない状況が続いている。

今後、無作為抽出のワークショップや、市民間議論、分野別、団体別の意見交換会等の開催も必要かと考えている。



担当より武蔵野市の取り組みについて説明を受ける委員

3 議会の関わりについて

当初は総合管理計画への議会からの反応はあまりなかったのだが、教育委員会が小中一貫化を含む学校施設のあり方について報告したことにより、議会や市民の関心を高めたことが特別委員会設置の一つの要因であったと推察している。

これまでの主な議論としては、学校施設のありかた及びコミュニティとの関係性、財政予測の信頼度、マネジメントの選択肢の示し方、長期計画及び個別事業計画との関係性、市民との意見交換、市の今後の組織体制などである。

策定に関する特別委員会は、ここで一定の役割を終えるため、当面開催されないこととなった。議会からは、今後、公共施設等総合管理計画全体の進捗に関する定期的な報告や、類型別施設整備計画策定への議会の関与のあり方について検討を求められている。



武蔵野市の視察を終えた委員

【視察を終えて】

武蔵野市は、技術部署から計画的施設整備の必要性が提起され、安全性などの質の部分に視点を置いて計画的保全整備が進められたことや、総合管理計画における長期財政予測は、投資的経費に留まらず、義務的経費や物件費も含めた全ての歳入歳出や基金、市債等も含めた予測としていることが特徴であると感じた。

また、長期的な健全財政維持に向けた目標を達成するための公共施設マネジメントにおけるいくつかの方策及びその財政的効果の試算についてなど、青梅市にとって参考になる点が多々あると感じられた。

(公共施設再編特別委員長 小山 進)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

11月1日（火） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 平成28年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

* その他

11月17日（木） 理事会・定例総会

○ 理事会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下6件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 各市提出議案について
- 2 平成29年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
- 3 平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
- 4 平成29年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
- 5 平成28年度東京都市議会議員研修会について
- 6 東京都市議会議長会11月定例総会の運営について

* その他

- 1 平成28年度東京都市議会議長会事業日程について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

○ 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下6件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成29年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

- (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
- (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
歳入、歳出ともに1293万9000円
- 3 平成29年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
会 長 調布市議会議長
副会長 町田市議会議長、清瀬市議会議長
理 事 立川市議会議長、府中市議会議長、小平市議会議長、
国分寺市議会議長、東大和市議会議長、多摩市議会議長、
羽村市議会議長
監 事 昭島市議会議長、稲城市議会議長
- 4 平成28年度東京都市議会議員研修会について
日 時 平成29年2月10日（金）午後2時から
場 所 府中の森芸術劇場
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員
演 題 地域防災の課題と災害時の議会、議員の役割
講 師 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科教授 鍵屋 一 氏

* その他

- 1 平成28年度東京都市議会議長会事業日程について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

1月6日（金） 事務局職員一般研修会

- * 講演 「自治体の議会事務局職員として身につけたい実務」
講師 町田市総務部総務課担当課長兼総務課総務係長 香川 純一 氏

1月27日（金） 議会運営研究会

- * 研究課題に対する講評
- * 講演 「議会運営の事例等について」
講師 元全国都道府県議会議長会議事調査部長 野村 稔 氏
- * 質問

関東市議会議長会

11月11日（金） 事務局職員研修会

- * 演題 「市議会は18歳選挙権にどのように取り組むべきか
～事務局員として議会を支えるために～」

講師 新潟県立大学国際地域学部国際地域学科准教授 田口 一博 氏

- * 講演 「インターネットと人のかかわり合い」

講師 お笑いタレント スマイリーキクチ 氏

全国市議会議長会

11月9日（水） 評議員会

- * 報告（了承）

- 1 一般事務
- 2 地方行政委員会
- 3 地方財政委員会
- 4 社会文教委員会
- 5 産業経済委員会
- 6 建設運輸委員会
- 7 国会対策委員会
- 8 国と地方の協議の場等に関する特別委員会

- * 議案審議

- 1 部会提出議案
- 2 会長提出議案

- * 協議

- 1 国と地方の協議の場等に関する特別委員会設置要綱の一部改正（案）について
- 2 平成27年度本会各会計決算について
- 3 平成29年度本会一般会計予算の見通しについて

- * その他

- 1 地方議会議員の厚生年金への加入について
- 2 その他

11月18日（金） 建設運輸委員会

* 講師説明

「平成29年度国土交通省予算概算要求の概要」

国土交通省大臣官房会計課長

榑 真一 氏

「砂防行政に関する最近の話題」

国土交通省水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課長

栗原 淳一 氏

* 事務報告

* 協議

- (1) 要望書（案）について
- (2) 要望活動の方法について
- (3) 今後の運営について
- (4) その他

1月18日（水）～19日（木） 事務局職員研修会

* 「地方行政をめぐる最近の動向」

総務省自治行政局行政課長 篠原 俊博 氏

* 「飯能市議会におけるタブレット端末導入について」

飯能市議会事務局議会総務課長 安藤 幸宏 氏

* 「議会だよりの基本と編集」

広報コンサルタント 芳野 政明 氏

* 「予算審議、審査の留意点について」

全国市議会議長会調査広報部副部長 本橋 謙治 氏

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

11月11日（金） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 役員会及び研修視察について
- 2 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
- 3 平成28年度の運営及び行事予定について
- 4 その他

* その他

1月19日（水）～20日（金） 役員会・研修視察

○役員会

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（了承）

平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について

* その他

- 1 平成28年度の運営及び行事予定について
- 2 その他

○研修視察

* 視察先

ボートレース大村

全国競艇主催地議会協議会

11月10日（木） 役員会・臨時総会

○役員会

- * 会員異動報告（了承）
- * 臨時総会提出案件（了承）
 - 1 平成28年度事務事業について
 - 2 競艇事業の現況について
 - 3 平成27年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
 - 4 平成28年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
 - 5 平成29年度全国競艇主催地議会協議会分担金について

* その他

○臨時総会

- * 会員異動報告（了承）
- * 議事
 - 1 平成28年度事務事業について（了承）
 - 2 競艇事業の現況について（了承）
 - 3 平成27年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について(原案どおり認定)

| | | | | |
|------|----------|------------|-----|------------|
| 歳入 | 予算額 | 1893万5000円 | 決算額 | 1893万4940円 |
| 歳出 | 予算額 | 1893万5000円 | 決算額 | 1536万4174円 |
| 差引残額 | 357万766円 | | | |
 - 4 平成28年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について(原案どおり決定)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1975万4000円とする。
 - 5 平成29年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）

平成27年度売上額の6万分の1（青梅市議会は、30万2300円）

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月7日（月） 第3委員会

- * 会務報告（了承）
- * 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部事業化調整専門課長 齋藤 義之 氏
- * その他

1月20日（金） 第3委員会正副委員長会議

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成28年度第3委員会報告書（案）について
- 2 平成29年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 平成29年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

1月23日（月） 第1委員会正副委員長会議

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成28年度第1委員会報告書（案）について
- 2 平成29年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 平成29年度第1委員会の役員について
- 4 第2委員会の運営について
- 5 その他

1月30日（月） 第2委員会

* 会務報告（了承）

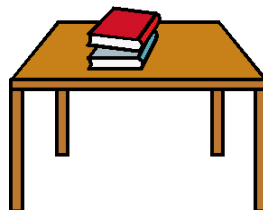
* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成28年度第3委員会報告書（案）について
- 2 平成29年度第3委員会運動方針（案）について
- 3 平成29年度第3委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

青梅市議会新着図書目録

| 分類番号 | 書名 | 著者(編者) | 発行所 | 発行年 | 判型 |
|------|--------------------------------------|---------------|-----------------|-----|----|
| 314 | 選挙の記録(参議院議員選挙、東京都知事選挙) | 青梅市選挙管理委員会 | 青梅市選挙管理委員会 | 29 | A4 |
| 318 | 青梅市自治会連合会第八支会 創立50周年記念誌 | 青梅市自治会連合会第八支会 | — | 28 | A4 |
| 318 | 先進地事例から学ぶ 成功する公共施設マネジメント | 南学 | 学陽書房 | 28 | A5 |
| 318 | 議会改革の第2ステージ 信頼される議会づくりへ | 江藤 俊昭 | ぎょうせい | 28 | A5 |
| 318 | 自治六法 平成29年版 | 地方自治法令研究会 | ぎょうせい | 28 | A5 |
| 318 | 「政務活動費」ここが問題だ 改善と有効活用を提案 | 宮沢 昭夫 | 公人の友社 | 28 | A5 |
| 318 | 議会年報 平成27年版 | 稲城市議会事務局 | 稲城市議会事務局 | 28 | A4 |
| 318 | 人口減少と地域の再編 | 中山 徹 | 自治体研究社 | 28 | A5 |
| 318 | 青梅市行政報告書(平成26年度) | — | 青梅市 | 28 | A4 |
| 318 | 青梅市行政報告書(平成27年度) | — | 青梅市 | 28 | A4 |
| 318 | 青梅市くらしのガイド 2017-2018 | — | 青梅市企画部 秘書広報課 | 29 | A4 |
| 349 | 100問100答 新地方公会計統一基準 | 鈴豊 木 | ぎょうせい | 28 | B5 |
| 349 | [八訂]地方公共団体 歳入歳出科目解説 | 月刊「地方財務」編集局 | ぎょうせい | 28 | B5 |
| 349 | 財政のあらまし 平成27年度決算の概況 平成28年度上半期財政運営の状況 | 東京都財務局主計部財政課 | 東京都 | 28 | A4 |

| 分類番号 | 書名 | 著者(編者) | 発行所 | 発行年 | 判型 |
|------|------------------|------------------------|--------------------|-----|----|
| 349 | 平成28年度 固定資産概要調書 | 総務部資産税課 | 青 梅 市 | 28 | A4 |
| 351 | 青梅市の統計 平成27年度版 | 青梅市総務部 総務課庶務係 | 青梅市総務部 総務課庶務係 | 28 | A4 |
| 498 | 青梅市健康増進計画 | 青 梅 市 健康福祉部健康 課 | 青 梅 市 | 27 | A4 |
| 518 | 平成27年度 青梅市清掃事業概要 | 青梅市環境部 清掃リサイクル課 | 青梅市環境部 清掃リサイクル課 | 28 | A4 |
| 519 | 東京環境白書2016 | 東京都環境局 総務部環境政策 課 | 東京都環境局 総務部環境政策課 | 28 | A4 |



要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成28年11月～平成29年1月末現在＞

| 件名 | 区分 | 所管 |
|-----------------------------|----|-----------|
| 青梅市くらしのガイド広告掲載取扱基準 | 廃止 | 秘書広報課 |
| 青梅市寄付金の取扱いに関する要綱 | 改正 | 財政課 |
| 青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱 | 改正 | 職員課 |
| 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準 | 改正 | 契約課 |
| 青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱 | 制定 | 住宅課 |
| 青梅市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱 | 改正 | 高齢介護課 |
| 青梅市介護保険運営委員会委員の公募および選考要綱 | 制定 | 〃 |
| 青梅市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱 | 制定 | 臨時福祉給付金担当 |
| 青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱 | 改正 | 子育て推進課 |
| 青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱 | 改正 | 〃 |
| 青梅市幼稚園型一時預かり事業実施要綱 | 改正 | 〃 |
| 青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱 | 制定 | 〃 |
| 青梅市みどりの連絡委員会設置要綱 | 改正 | 公園緑地課 |
| 青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付要綱 | 制定 | 農林課 |
| 青梅市農業委員会委員候補者選考委員会要綱 | 制定 | 〃 |
| 青梅市梅の里再生・復興推進本部設置要綱 | 制定 | 梅の里再生担当 |
| 青梅市公金の管理運用に関する基準 | 制定 | 会計課 |
| 青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱 | 制定 | 農業委員会事務局 |

青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の空家等を地域の交流拠点として活用しようとする者に対して、空家等の改修にかかる経費の一部を補助し、もって空家等の有効活用および地域の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。
- (2) 交流拠点 地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流の場所をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家等を地域の交流拠点として活用しようとする団体または個人（以下「団体等」という。）であること。ただし、団体の場合は、運営に関する規約、会則等があるものに限る。
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治および宗教活動を目的としない団体等であること。
- (4) 団体等（市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者）が納付すべき市町村税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していること。
- (5) この要綱にもとづく補助金の交付を受けようとする空家等の改修について、他の補助金の交付を受けていないこと。

4 補助対象空家等

補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の建築に関する法令に適合している建築物であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築工事に着工したもの
- (2) 地震に対する安全性にかかる建築基準法または建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合することが証明されているもの

5 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家等を地域の交流拠点として活用するための改修工事ならびに改修工事に付帯する備品の購入および設置を行う事業とする。

6 空家等活用事業の実施等

(1) 補助対象者は、改修後の補助対象空家等を活用した事業（以下「空家等活用事業」という。）を実施しなければならない。

(2) 前号の空家等活用事業の内容は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 3年間の事業計画があり、3年以上継続して補助対象空家等を地域の交流拠点として活用することが見込まれるものであること。

イ 青少年の健全育成を阻害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。

ウ 地域の活性化を図ることが見込まれるものであること。

(3) 補助対象者は、空家等活用事業を実施する補助対象空家等の所在する地域の自治会の加入要件を満たす場合は、当該自治会に加入するとともに、自治会活動に積極的に参加し、地域貢献に努めるものとする。

7 改修工事の実施

(1) 補助対象空家等の改修工事の施工者は、市内に住所または事務所を有する事業者とする。

(2) 前号の改修工事にかかる契約は補助金の交付決定後に締結し、改修工事は補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものとする。

8 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5項の補助対象事業を行うための経費とする。

9 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

10 補助金の交付

補助金は、1空家等について1団体等に限り交付し、1団体等について同一年度に1回に限り交付する。ただし、当該空家等が補助事業の実施後に再度空家等となったときは、新たに補助事業を行おうとする団体等に対し、補助金を交付することができる。

11 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市空家等活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 青梅市空家等活用支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象空家等の現況の分かる写真および位置図
- (3) 補助対象空家等の借受けまたは譲受けの事実を証明する書類（貸借契約書の写し等）
- (4) 補助対象空家等の改修にかかる当該空家等の所有者の承諾書
- (5) 改修工事設計図書および見積書
- (6) 補助対象空家等の改修工事が、法令等の規定により許可または確認が必要なものについては、確認申請書等の写し
- (7) 団体等（市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者）が市税等を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）
- (8) 団体等の活動計画書
- (9) 団体の運営に関する書類（規約、会則等）
- (10) その他市長が必要と認める書類

12 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があつたときはその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）または青梅市空家等活用支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

13 補助事業の変更申請

前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、青梅市空家等活用支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、青梅市空家等活用支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写しおよび領収書の写し
- (2) 改修後の状況の分かる写真

(3) 第11項第6号にかかる許可または確認の申請を行った場合は、その検査済証等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

15 補助金額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに完了検査を行い、補助金の交付の内容およびこれに対する条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市空家等活用支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

16 補助金の交付請求

補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに青梅市空家等活用支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

17 決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

18 補助金の返還

(1) 市長は、前項による決定をしたときは、青梅市空家等活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(2) 市長は、前項の規定にもとづく取消しをした場合において、補助対象事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずるものとする。

19 状況報告

補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度を含む3か年について、毎年度末における事業の実施状況を青梅市空家等活用支援事業実施状況報告書（様式第11号）により、市長に報告しなければならない。

20 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

21 実施期日等

(1) この要綱は、平成28年12月1日に実施する。ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

(様式省略)

青梅市介護保険運営委員会委員の公募および選考要綱

1 目的

この要綱は、青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）第11条に規定する青梅市介護保険運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員のうち被保険者の代表（以下「被保険者代表委員」という。）の一部を公募し、選考することに関して必要な事項を定め、公平な選考を実施することを目的とする。

2 公募委員数

公募により選任する被保険者代表委員（以下「公募委員」という。）は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

3 公募委員の任期

公募委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 公募時期

公募は、公募委員の任期が満了するとき、または任期途中で欠員が生じた場合に行うものとする。

5 公募方法

公募は、青梅市（以下「市」という。）の広報およびホームページに掲載して行う。

6 応募資格

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、居住していること。
- (2) 任期初日において、市の介護保険被保険者であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
- (4) 青梅市議会議員または青梅市職員でないこと。
- (5) 市の他の付属機関等の委員でないこと。
- (6) 運営委員会の会議に出席が可能であること。

7 応募方法

公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、公募期間内に次に掲げる事項を記載したものを、持参、郵便、ファクシミリまたは電子メールにより青梅市長に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別、職業および電話番号
- (2) 応募の動機（４００字以内）

8 選考委員会の設置

- (1) 公募委員を選考するため、青梅市介護保険運営委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ア 委員長 健康福祉部長
 - イ 委員 高齢介護課長、介護保険管理係長

9 選考方法等

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

10 再公募および公募の例外

公募を行った場合において、次に掲げる事由に該当するときは、原則として再公募を行うものとする。ただし、日程に余裕がないなど特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 公募期間に応募がなかったとき。
- (2) 応募者が募集人数に満たなかったとき。
- (3) 応募者の全員または一部が応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。

11 失職

公募委員は、第６項の応募資格要件を満たさなくなったときは、その資格を失う。

12 庶務

公募委員の募集および選考に関する庶務は、高齢介護課が行う。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

14 実施期日

この要綱は、平成２８年１２月２７日から実施する。

青梅市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前項の目的を達するために、臨時福祉給付金（経済対策分）として青梅市（以下「市」という）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

3 臨時福祉給付金の支給

市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

4 支給額

前項の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき1万5千円とする。

5 申請受付開始日および申請期限

- (1) 臨時福祉給付金にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める日とする。
- (2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前号の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6か月以内とする。

6 申請および支給の方式

- (1) 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、臨時福祉給付金申請書（請求書）（様式第1号または第2号。以下「申請書」という。）により申請を行う。
- (2) 申請者による申請および市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

ア 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- (3) 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証することとする。

7 代理による申請

- (1) 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

ア 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 民生委員、自治会長、親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- (2) 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- (3) 市長は、代理人が第1号アの者にあつては住民基本台帳により、同号イおよびウの者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

8 支給の決定

- (1) 市長は、第6項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時福祉給付金を支給する。

- (2) 別記(1)エに規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき同エに規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等にかかる臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知がすでに行われている場合を除く。）。

- (3) 別記(1)オに規定する者が同オに規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点

の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知がすでに行われている場合を除く。）。

- (4) 別記(6)に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同(6)に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者にかかる臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知がすでに行われている場合を除く。）。

9 臨時福祉給付金の支給等に関する周知等

市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

10 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5項第2号の申請期限までに第6項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第8項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

11 不当利得の返還

市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

12 受給権の譲渡または担保の禁止

臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

14 実施期日等

(1) この要綱は、平成28年12月13日から実施し、平成30年4月1日に、その効力を失う。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給を受けた臨時福祉給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別記（第2項および第8項関係）

支給対象者

次に掲げる支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき1万5千円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、カの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。

ア 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次のウにおいて同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次のウにおいて同じ。）を市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次のウにおいて同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次のウにおいて同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

ウ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を市へ行った者を除く。）

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次のオにおいて同じ。）であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以降に生まれた者）をいう。）および児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している

施設等が市に所在しているもの

- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）
- (イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けてもしくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設もしくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設または児童自立支援施設に通う者ならびに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所もしくは指定発達支援医療機関への入院または保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所または入院している者に限る。）
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けてまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (エ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所

している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

(カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）およびその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していることまたは健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令または同項第2号の規定による退去命令をいい、その同伴者にあつては、同条第3項または第4項の規定による接近禁止命令をいう。）が出されていること。

(ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

カ 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村

民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者または条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者および基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止または停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下このイにおいて「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者および基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止または停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者および基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、または停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下このエにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者および基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止され、または停止された者を除く。）

(3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において(1)エの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、(1)カの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1)エ(ウ)、(エ)または(カ)に該

当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父または母（以下この(4)において「児童等である父または母」という。）がその子である児童（以下この(4)において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父または母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父または母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者およびその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、(1)オ(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、(1)カの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者およびその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これにもとづき給付金の支給にかかる審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者またはその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者およびその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) 基準日において、次のアまたはイのいずれかに該当する者については、(1)カの要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(様式省略)

青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育所におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るための事業および保育所における事故防止等の体制強化を図るための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることにより、保育所における業務の効率化を推進し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象施設は、青梅市の区域内の保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園を除くものをいう。）とする。

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、次に掲げる事業で、保育所が当該年度内に導入または設置を完了し、かつ、支払を完了するものとする。

(1) 保育業務支援システム導入事業

保育所における保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化の推進のための保育業務支援システムで次の要件を満たすものを導入する事業とする。

ア 次に掲げる全ての機能を搭載したものであること。

(ア) 健康診断等情報管理の機能と連動した園児台帳の作成および管理機能

(イ) 園児台帳と連動した指導計画の作成および管理機能

(ウ) 園児台帳や指導計画と連動した保育日誌の作成および管理機能

イ セキュリティ対策が実施されているものであること。

ウ 保育士等にとって必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものであること。

(2) 事故防止等のためのビデオカメラ設置事業

保育所における事故防止や事故後の検証の体制強化を図るためのビデオカメラを設置する事業であって、次の要件を満たすものとする。

ア 事故防止に資するよう、撮影範囲や撮影角度等が適当な箇所に設置すること。

イ 保育所の利用者に設置および運用について周知すること。

ウ 防犯を目的としたものでないこと。

エ 管理責任者等を置き、適切な管理および運用を行うこと。

4 補助対象経費等

補助金の対象経費および限度額は、別表のとおりとする。

5 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする保育所は、事業開始前までに、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システム導入事業

ア 見積書および内訳明細書

イ 搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

(2) ビデオカメラ設置事業

ア 見積書および内訳明細書

イ 搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

ウ 設置場所の概要図

6 交付決定

市長は、前項の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

7 申請内容の変更等

(1) 前項により決定された申請内容の変更（軽微なものを除く。）および中止または廃止する場合は、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

8 実績報告

保育所は、事業が完了したときは、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システム導入事業

ア 対象経費の領収書

イ 仕様等が確認できる資料

ウ 納品書

(2) ビデオカメラ設置事業

- ア 対象経費の領収書
- イ 仕様等が確認できる資料
- ウ 設置後の現況写真
- エ 撮影された画像
- オ 納品書

9 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該保育所に通知するものとする。

10 補助金の支払等

- (1) 前項の確定通知書を受領した保育所は、速やかに青梅市保育所における業務効率化推進事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

11 決定の取消し

市長は、保育所が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

12 補助金の返還

市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに保育所に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

13 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年11月9日から実施し、平成29年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要

綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

(様式省略)

別表

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|----------------|---|--------------------|
| 保育業務支援システム導入事業 | 保育業務支援システム導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費、備品等の購入費（備品等の購入費にあつては当該システムのソフトウェアの購入費（リース料、保守料を含む。）の半額以下であること。）およびその消費税 | 1 施設当たり 1,000千円 |
| ビデオカメラ設置事業 | ビデオカメラ設置のための購入費、リース料、保守料、工事費およびその消費税 | 1 施設当たり 100千円 |

青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都のストップ遊休農地再生事業実施要綱（平成25年3月29日24産労農振第1741号。以下「都実施要綱」という。）にもとづく事業を実施する農業者等に対し、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することにより、遊休・低利用農地を活用する意欲的な農業者等の取組を支援し、農地の再生利用の促進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農業生産活動を行うための遊休・低利用農地の整備を内容とし、都実施要綱第6の規定により実施計画の承認を受けたものとする。

3 補助対象者

この補助金の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）にもとづき農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けた農業者
- (2) 次のいずれかに該当する者として、青梅市長（以下「市長」という。）が特に認めた農業者等

ア 遊休・低利用農地の整備に関する工事を着工するまでに、農業経営改善計画の認定を受けることが確実に見込まれる農業者

イ 青梅市（以下「市」という。）が今後育成しようとする新規就農者等

4 補助対象農地

この補助金の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）7の①の区分に該当する状態となっている農地または市が特に再生利用を必要とする農地のうち、人力・農業機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことによりただちに耕作することが可能な農地であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法にもとづく利用権の設定等を行った農地もしくは利用権の設定等を行うことが見込まれる農地または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）にもとづく賃借権の設定等を行った農地もしくは賃借権の設定等を行うことが見込まれる農地であること。
- (3) 一地区当たりおおむね10アール以上であること。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5項にもとづき別段面積が設定されている場合または近接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。
- (4) 当該農地について、5年以上耕作することが見込まれること。

5 補助対象経費等

この補助金の対象となる経費および補助率は、別表のとおりとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請事項の変更または中止

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするとき、または補助事業を中止しようとするときは、青梅市ストップ遊休農地再生事業変更・中止申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、事業の変更または中止の承認の通知をするものとする。

9 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに、完了しなければならない。

10 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の実績について、青梅市ストップ遊休農地再生事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付された条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金確定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知する。

(2) 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに青梅市ストップ遊休農地再生事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

12 帳簿の整備

補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係のある事項を明らかにする書類および帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して5年以上保存しなければならない。

13 決定の取消し

(1) 補助事業者が次の事項のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

14 事業完了後の状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは、補助対象農地の状況等について、市長に報告しなければならない。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

16 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年11月22日から実施し、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

(様式省略)

別表（第5項関係）

| 補助対象経費 | 補助率 |
|--|--|
| 遊休・低利用農地を活用して農業生産活動を行うための農地整備に必要な次の経費 1 樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕および整地に要する経費 2 当該事業実施地区の特性に即した遊休農地の利活用を図る上で必要な工事に要する経費 | 2分の1以内（認定新規就農者は3分の2以内）。ただし、補助金は10アール当たり40万円（認定新規就農者は53万円）を限度とする。 |

青梅市農業委員会委員候補者選考委員会要綱

1 趣旨

青梅市農業委員会委員の選任に関する規則（平成28年規則第1号）第6条第2項にもとづき、青梅市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

委員会は、農業委員会委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の推薦または募集に応じた者の活動歴等の書類を審査し、必要に応じて面接を行い、委員候補者の選考を行う。

3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 まちづくり経済部長
 - (2) 副委員長 総務部長
 - (3) 委員 農業委員会会長、農業委員会職務代理者および農業委員会事務局長
- 4 委員長および副委員長
- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議
- 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 除斥
- 委員長、副委員長および委員（以下「委員長等」という。）は、自己または親族に関する事項については、その審議に加わることはできない。
- 7 選考結果の報告
- 委員長は、委員候補者の選考結果を青梅市長に報告するものとする。
- 8 守秘義務
- 委員長等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 9 庶務
- 委員会の庶務は、農林課において処理する。
- 10 その他
- この要綱に定めるもののほか、委員候補者の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 11 実施期日
- この要綱は、平成29年1月17日から実施する。

青梅市梅の里再生・復興推進本部設置要綱

1 設置

ウメ輪紋ウイルスにより被害を受けた地域（以下「被害地域」という。）の再生・復興を推進するため、青梅市梅の里再生・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市梅の里再生計画の推進に関すること。
- (2) 被害地域の再生・復興施策の確実な実施と総合調整に関すること。
- (3) その他被害地域の再生・復興の推進を図るため必要な事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部長 教育長、青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

4 本部長の職務および代理

- (1) 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 部会

本部長が指示した個別事項を検討するため、本部の下に部会を置くことができる。

7 関係職員の出席

本部および部会（以下「本部等」という。）は、必要があると認めるときは、本部等の構成員以外の職員に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。

8 庶務

本部等の庶務は、梅の里再生担当において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成28年11月15日から実施する。

青梅市公金の管理運用に関する基準

1 目的

この基準は、青梅市会計管理者が管理する公金（以下「公金」という。）の確実かつ有利な方法による管理運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この基準を適用する公金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金およびモーターボート競走事業会計に属する現金とする。

3 公金の管理運用の原則

(1) 公金の管理運用に当たっては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

ア 安全性の確保

元本の安全性を確保するため、安全な金融商品により管理運用するとともに、預金（貯金を含む。以下同じ。）については、金融機関の経営の健全性に十分留意する。

イ 流動性の確保

支払等に支障を来さないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

ウ 効率性の追求

安全性および流動性を十分確保した上で、効率的な資金運用に努め、運用収益の最大化を図る。

(2) 金融商品は、満期または期限まで保有することを原則とする。ただし、前号の原則を確保するために必要と認めるときは、運用中の預金の解約または債券の売却を行うことができる。

4 金融商品の選択

(1) 歳計現金等

ア 歳計現金および歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）の管理運用は、次に掲げる金融商品により行う。

(ア) 当座預金

(イ) 普通預金

(ウ) 通知預金

(エ) 別段預金

(オ) 定期預金

(カ) 譲渡性預金

- (キ) 国庫短期証券
- (ク) 債券現先（買現先）

イ 歳計現金等の管理運用は、原則として1年以内とする。

(2) 基金に属する現金

ア 基金に属する現金の管理運用は、次に掲げる金融商品により行う。

- (ア) 普通預金
- (イ) 定期預金
- (ウ) 譲渡性預金
- (エ) 国庫短期証券
- (オ) 債券現先（買現先）
- (カ) 国債
- (キ) 地方債
- (ク) 地方公社債
- (ケ) 政府関係機関債
- (コ) 地方公共団体金融機構債

イ 基金の管理運用は、各基金の設置目的ならびに積立ておよび取崩しの計画等を勘案して、1年を超えて行うことができる。

(3) モーターボート競走事業会計に属する現金

ア モーターボート競走事業会計に属する現金の管理運用は、次に掲げる金融商品により行う。

- (ア) 当座預金
- (イ) 普通預金
- (ウ) 通知預金
- (エ) 別段預金
- (オ) 定期預金
- (カ) 譲渡性預金
- (キ) 国庫短期証券
- (ク) 債券現先（買現先）
- (ケ) 国債
- (コ) 地方債
- (サ) 地方公社債
- (シ) 政府関係機関債
- (ス) 地方公共団体金融機構債

イ モーターボート競走事業会計に属する現金の管理運用は、事業の資金計画等

を勘案して、1年を超えて行うことができる。

5 預金の取扱い

(1) 公金の預金先については、青梅市（以下「市」という。）の指定金融機関および収納代理金融機関のうち、次に掲げる基準を全て満たす金融機関を選定するものとする。

ア 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセント以上、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセント以上であること。

イ 株式上場金融機関にあつては、株価に著しい下落現象がみられないこと。

ウ 格付機関による格付けが公表されている金融機関にあつては、長期債の格付けが、投資適格等級に達していること。

エ 他の金融機関との比較において、ディスクロージャー誌（経営および財務内容開示資料）の内容が、著しく劣っていないこと。

オ 市との事務処理等が円滑に行われること。

カ その他不良債権比率および預金量の推移等により、経営の健全性が損なわれていないと総合的に判断されること。

(2) 公金の預金先の金融機関が前号の基準のいずれかを満たさなくなった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該金融機関への預入金額が、市が当該金融機関に対して負担する債務の合計額の範囲内であり、相殺が可能な場合は、この限りでない。

ア 預入期間の短縮、預入金額の減額または預金商品の制限

イ 新規預金の停止

ウ 中途解約

6 債券の取扱い

(1) 債券については、購入時および償還時の確実性を求めるため、自己資本比率等により、経営の健全性が保たれていると総合的に判断される証券会社等から購入する。

(2) 債券は、原則として額面価格以下で購入する。

7 基準の見直し

この基準について重要な変更を行う必要が生じた場合は、青梅市公金管理運用委員会に諮り、これを変更する。

8 実施期日

この基準は、平成28年12月22日から実施する。

青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱

1 趣旨

青梅市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成28年農業委員会規則第1号）第6条第2項の規定にもとづき、青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

委員会は、農地利用最適化推進委員の候補者（以下「推進委員候補者」という。）の推薦または募集に応じた者の活動歴等の書類を審査し、必要に応じて面接を行い、推進委員候補者の選考を行う。

3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 農業委員会会長
- (2) 副委員長 農業委員会職務代理者
- (3) 委員 総務部長、まちづくり経済部長および農業委員会事務局長

4 委員長および副委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

6 除斥

委員長、副委員長および委員（以下「委員長等」という。）は、自己または親族に関する事項については、その審議に加わることができない。

7 選考結果の報告

委員長は、推進委員候補者の選考結果を農業委員会に報告するものとする。

8 守秘義務

委員長等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

9 庶務

委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進委員候補者の選考に関し必要な事項は、委員

会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成29年1月17日から実施する。

